

西宮市立市民ギャラリーの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立市民ギャラリーについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

名 称 西宮市立市民ギャラリー
所在地 西宮市川添町15番26号

2 指定管理者として指定した団体

名 称 株式会社 双葉化学商会
代表者 代表取締役 京藤 光江
所在地 西宮市産所町14番6号

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 市民ギャラリーにおける美術に関する展覧会並びに講演会、講座等の企画、実施に関する業務
- (2) 市民ギャラリーの使用の許可、不許可、特別の設備等の許可及び条件の付与に関する業務
- (3) 市民ギャラリーの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 市民ギャラリーの使用許可の取消、使用的制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務
- (5) 市民ギャラリーにおける入館の制限に関する業務
- (6) 市民ギャラリーの使用に係る施設及び設備の維持管理に関する業務
- (7) 市民ギャラリーへの防火管理者の選任及び防火管理に関する業務
- (8) モニタリングに係る利用者アンケート等、施設の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定期間

令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

以 上